

船舶事故調査報告書

平成26年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	平成25年7月12日（金） 04時50分ごろ
発生場所	福井県 ^{おばま まつがさき} 小浜市松ヶ崎南東岸 福井県おおい町所在の ^{のこざり} 鋸 崎灯台から真方位097° 2,750m 付近 (概位 北緯35° 32.6′ 東経135° 42.0′)
事故調査の経過	平成26年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{ミヤコ} miya ko、5トン未満 253-4410福井、個人所有 6.27m (Lr) × 2.35m × 1.12m、FRP ディーゼル機関、84kW、平成61年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年8月19日 免許証交付日 平成25年1月22日 (平成30年2月9日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船首端下部及び右舷船首部外板に亀裂、船首船底部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、平成25年7月12日04時40分ごろ小浜市内 ^{うちとみ とまり} 外海漁港泊 地区を出発し、船長が、操舵ハンドルを持ち、立って操舵に当たり、松ヶ崎南東岸沿いを約20km/hの対地速力で西進中、目の前に1台のいかだ（以下「本件いかだ」という。）を認め、ハツとして操舵ハンドルを右に操作した。 船長は、本件いかだを左舷側に見て回避した後、意識がもうろうと する中で操船を続け、出発して約10分後、本船が松ヶ崎南東岸の岩 場に衝突した。 船長は、衝突の衝撃により、落水し、背中、腰等を打った。 同乗者は、落水している船長を認め、本船を操船して岩場に寄せ、 本船に乗り込む船長の手助けを行った後、出発場所近くに帰り、船長

	<p>と操船を交代した。</p> <p>船長は、本船を着岸させた後、本船の保管先へ行き、保管先の主人が行った119番通報で到着した救急車によって小浜市内の病院に搬送され、医師から肩甲骨にひびが入っていること、また、脳梗塞の跡があることを知らされた。</p> <p>船長は、自宅に戻り、病院で心臓の治療を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約36cm(小浜)</p> <p>日出時刻：04時51分ごろ(事故発生場所付近)</p>
その他の事項	<p>本船には、船体、機関及び機器類に故障又は不具合はなかった。</p> <p>船長は、本船が、本件いかだに向かってしまったこと、及び意識がもうろうとする中で本船が岩場に衝突したことは、操舵ハンドルを無意識のうちに右へ操作したためであろうと本事故後に考えた。</p> <p>船長は、本件いかだを回避した後の記憶がなかったものの、岩場に衝突する直前、太陽に赤く照らされた岩が見え、機関操縦レバーを中立にしたことは記憶していた。</p> <p>船長は、落水したことに驚き、その後は意識がはっきりとしていた。</p> <p>船長は、過去に操船中、本事故時のように意識がもうろうとしたことがなかった。</p> <p>本事故後に船長の治療を行った医師の口述によれば、次のとおりであった。</p> <p>(1) 船長には脳梗塞の跡はあるが、本事故時に脳梗塞が起こったとは言えず、また、頭部MRI(Magnetic Resonance Imaging; 磁気共鳴画像)検査を行った結果、意識消失の原因は認められなかった。</p> <p>(2) 船長は、心筋梗塞を起こしているが、本事故時に発症したのではなく、かなり前に起こしたものであり、自身でも気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本船を購入後、約27年間にわたり、6～11月にかけて月に3～4回程度、本事故発生場所付近を航行していた。</p> <p>同乗者は、小型船舶操縦士の免許を取得しており、友人である船長から釣りに誘われ、本船への乗船は本事故当日が初めてであった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、松ヶ崎南東岸沿いを西進中、船長が、本件いかだを認め、

	<p>右舵を取り、本件いかだを左舷側に見て通過した後、意識がもうろうとする状況で操船を続けたことから、松ヶ崎南東岸の岩場に衝突したものと考えられるが、意識がもうろうとなった要因については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、松ヶ崎南東岸沿いを西進中、船長が、本件いかだを認め、右舵を取り、本件いかだを左舷側に見て通過した後、意識がもうろうとする状況で操船を続けたため、松ヶ崎南東岸の岩場に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船中に意識がもうろうとするなど、体調に異変を感じた場合は、直ちに航行を中止すること。

